

## がん哲学外来カフェ開設のガイドライン

“がん哲学外来”（商標登録第 5573492 号）または“がん哲学外来カフェ”（商標登録第 5679097 号）の名称を用いてその活動を行おうとする者は、以下の規定を遵守するよう努めなければならない。

1. 一般社団法人がん哲学外来事務局へ認定団体申込書（別添）を提出すること。
2. がん哲学外来に無関係なイベント等の勧誘をしないこと。
3. 営利目的の活動をしないこと。
4. 政治的な活動をしないこと。
5. 特定の宗教についての勧誘や布教活動をしないこと。
6. 参加者が負担する費用は、原則として会場費、お茶代、資料代の実費程度とし、高額にならないよう配慮すること。（目安として¥1,000/人程度）
7. 一般社団法人がん哲学外来のウェブサイトにおいて、その活動を告知する場合は、以下を明記すること。
  - ①後援、協力、共催、協賛などの形で、一般社団法人がん哲学外来の名称を記載する。
  - ②樋野先生の肩書きに、一般社団法人がん哲学外来理事長の役職名を記載する。
8. がん哲学外来市民学会認定コーディネーターの協力を得ること。
9. カフェに取材等が入る場合は、事前に事務局へ連絡をすること。  
また当日は、参加者へ説明・紹介をし、了解を得ること。
10. 認定カフェにおいて、社団の関係者（理事等）が講演等行う場合は、謝金・旅費（交通費）は不要とする。  
但し、共催者等からの申し入れや、遠方での開催の場合には事前に事務局へ連絡をすること。
11. その他

2017年5月1日 制定  
2018年8月7日 改訂  
2021年4月1日 改訂